

— 令和6年度—

三田市防犯カメラ設置補助 事業募集のご案内

三田市では、地域の見守り力の向上を図るため、自治会等の地域団体が行う防犯カメラ設置に要した経費の一部に対して、補助を行います。

募集期間

令和6年4月1日（月）～9月30日（月）まで（必着）

問い合わせ先： 三田市危機管理部危機管理課
〒669-1595 三田市三輪2-1-1
TEL 079-559-5057
FAX 079-559-1254
Mail : kikikanri@city.sanda.lg.jp



令和6年度三田市防犯カメラ設置補助事業 募集要項

1 事業趣旨

自治会等の地域団体の安全安心なまちづくり活動を支援するため、団体が行う防犯カメラの設置費用の一部を補助し、地域の見守り力の向上を図る。

※ 防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として、公道等不特定多数の者が利用する場所に常設し画像を記録するカメラであって、撮影装置、画像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。

2 事業の内容について

補 助 対 象 団 体	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。</p> <p>① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。</p> <p>② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。</p> <p>③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。</p> <p>④ 規約や代表者を決めていること。</p>
補 助 額	<p>補助対象経費の2分の1で1箇所あたり6万円以内</p> <p>※ 1箇所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいう。</p> <p>※ 複数台の防犯カメラを設置して、レコーダー1台に接続する場合は、1箇所とする。</p>
補 助 箇 所 数	3箇所予定（原則1団体に1箇所）
補 助 対 象 経 費	犯罪の予防を目的に、公道等に常設する防犯カメラ及び設置者の名称等を明示する表示板の購入並びに設置工事に要する経費
補 助 対 象 外 経 費	防犯カメラの更新又は修繕に要する経費
補 助 対 象 期 間	交付決定された日から令和7年2月14日までの間に設置・完了する事業

3 補助対象要件について

機 器	<p>(1) 撮影装置（カメラ）</p> <p>① カメラの有効画素数が38万画素以上であること。</p> <p>② カラー画像であること。</p> <p>③ 作動時間が1日24時間であること。</p> <p>④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能があること。</p> <p>⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p> <p>(2) 画像記録装置（レコーダー）</p> <p>① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。</p> <p>② 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。</p> <p>③ 有効画素数が38万画素以上で記録ができること。</p> <p>④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。</p>
撮 影 場 所	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。</p> <p>① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。</p> <p>※撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。</p> <p>② マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。</p> <p>③ 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。</p>

防犯カメラ等管理運用規程	<p>三田市が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合し、以下の項目を含む防犯カメラ等管理運用規定を定めていること。</p> <p>① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</p> <p>② 撮影していること、設置目的及び設置者の名称の明示</p> <p>③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法</p> <p>④ 記録した映像の利用・提供の制限</p> <p>⑤ 苦情処理対応</p> <p>⑥ その他防犯カメラの運用に関すること</p>
地域の合意	<p>防犯カメラの設置及び維持管理等について、応募時までに地域団体の合意があること。</p> <p>※防犯カメラの撮影画像に映り込む住宅等がある場合は、当該住民等の同意も得るようにしてください。</p> <p>※また、隣接の地域が映り込む場合も合意を得ておくことが望ましいです。</p>
標識の掲出	<p>防犯カメラ設置場所に、防犯カメラで撮影している旨、設置目的及び設置者の名称を明示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p>
設置許可	<p>(1) 防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。</p> <p>(2) 防犯カメラの設置につき、道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可を得ていること。</p>
記録した映像の漏洩防止措置	<p>以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。</p> <p>① レコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。</p> <p>② ネットワークシステム及び記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等の情報流出防止措置をとること。</p>

4 三田警察署への相談について

防犯カメラの設置に先立ち、女性・子供等に対する犯罪状況や、地域における防犯上の注意点等につき、申請までに三田警察署生活安全課に相談をし、設置場所等のアドバイスを受けてください。

なお、防犯カメラの設置場所等について、設置工事完了後に本市から警察へ情報提供します。


【問い合わせ先】

兵庫県三田警察署 生活安全課

〒669-1531 三田市天神1丁目10番1号

TEL (079) 563-0110

5 補助金交付申請について

募集期間	令和6年4月1日（月）～ 9月30日（月）まで（必着）
提出方法及び提出が必要な書類	<p>以下の必要書類を全て作成、入手の上、提出先に持参または郵送してください。なお、★印の様式等資料は提出先での配布または三田市ホームページからもダウンロードできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる防犯カメラの設置は、原則1団体に1カ所とします。 なお、複数箇所の場合は、箇所ごとに「防犯カメラ設置補助事業(計画)報告書」及び「調査票」を作成のうえ、必ず優先順位を記入してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① ★補助金等交付申請書 ② 地域団体の概要資料（規約及び役員名簿等） ③ ★防犯カメラ設置補助事業（計画）報告書 ④ ★収支予算書 ⑤ ★防犯カメラ設置場所の位置図等地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面） ⑥ 防犯カメラ設置場所の現況写真及び撮影箇所を想定した写真 ⑦ 防犯カメラ仕様書等の写し（カメラ、レコーダーの機能要件を満たすことが確認できるもの） ⑧ 防犯カメラの購入及び設置に係る見積書の写し ⑨ ★防犯カメラ設置に係る調査票 ⑩ ★防犯カメラ等管理運用規程 ⑪ ★防犯カメラ設置場所の所有者等の許可書等の写し <p>※右の二次元コードから必要に応じて様式等資料をダウンロードしてください。</p> 
提出先	<p>〒669-1595 三田市三輪2-1-1 三田市役所 危機管理課 （三田市役所本庁舎3階）</p> <p>※窓口を持参または郵送でお願いします。</p>
補助の決定	<ol style="list-style-type: none"> ① 募集期間終了後、申請書類等の審査をおこない、予算の範囲内において、補助金等の交付の適否を決定し、文書で通知します。 ② 応募多数の場合は、申請台数や過去の県・市の補助状況、犯罪発生状況、団体の防犯活動実施状況、カメラ設置の必要性・緊急性・妥当性などを総合的に考慮し、補助の適否を決定します。

6 その他手続きに関する留意事項について

（1）地域の合意形成

防犯カメラの設置に当たっては、補助金等交付申請書提出時までに必ず地域の合意を形成してください。また、撮影画像に入る住宅等がある場合は、当該住民の同意を得るようにしてください。

（2）土地所有者の同意等

防犯カメラの設置に当たっては、設置箇所の土地所有者から書面で同意等を得てください。また、電柱等に設置する場合も電柱等が建柱されている土地の所有者の同意等が必要になります。

なお、電柱等に防犯カメラを設置する場合は、電力会社等から設置許可を得る必要がありますが、設置許可が下りるまでに数か月を要します。必ず令和7年2月14日までに補助事業を

完了できるよう、事業スケジュールを精査するとともに、電柱以外の場所に設置するなどよくご検討いただいた上で、補助金等交付申請をするようにしてください。

また、道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可が必要ですので、県や市の管理担当課等と協議してください。

(3) 事業の着手と完了

採択をうけた団体は、必ず補助金等交付決定の通知を受けてから事業に着手してください。また、事業は令和7年2月14日までに完了してください。事業の完了が期限を過ぎますと、補助金を交付できないこととなりますのでご注意ください。

(4) 実績報告書の提出

事業完了後2週間以内に実績報告書等の書類を提出してください。実績報告書の提出が期限を過ぎますと、補助金を交付できないこととなりますので、十分にご注意ください。

(5) 補助金の支払い

提出された実績報告書等を審査の上、当該事業の内容が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、団体等からの請求書に基づき指定口座への振り込みにより補助金をお支払いします。

請求書は必ず令和7年2月末日までに提出してください。

※補助金の支払いは、実績報告後の精算払いとなります。

(6) 交付決定の取消し

三田市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱及び三田市補助金等交付規則に違反した場合などは、交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金の返還を命じることがあります。

7 防犯カメラの管理について

補助を受けて設置した防犯カメラは、策定した防犯カメラ等管理運用規程に則り、適切な管理に努めてください。詳しくは、別紙「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をよくご覧になってください。また、以下の点につきましても併せてご留意ください。

(1) 防犯カメラの管理責任者等の指定

各地域団体におかれましては、管理責任者及び取扱者を指定してください。個人の画像データが盗まれたり、本人の知らない間に社会に出回ったりすることがないように厳重に注意願います。また、管理責任者等は、防犯カメラの映像（画像データなど）はもちろんのこと、撮影された映像から知り得た情報も絶対に他人に漏らさないでください。

(2) 盗難防止措置及び情報流出防止措置

適切な管理を行うために、鍵付きの保管庫に保管するなどしてレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとるとともに、ネットワークシステム及び記録媒体パスワードの適切な管理、定期的な変更等の情報流出防止措置をとるようにしてください。

(3) 撤去、移設の制限

補助金の交付を受け設置した防犯カメラは、設置後5年間は撤去又は移設しないでください。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

8 三田市防犯カメラ設置補助事業の流れ

	手続きの順序	手続き者	概要
1	地域の合意形成など 補助金等交付申請書 等の作成・提出	団体	9月30日締切(必着) 三田市危機管理課受付窓口へ必要書類を提出
2	補助金等交付決定	市	申請書類等を審査、補助金等交付決定通知書を送付
3	事業の実施	団体	事業計画に基づき防犯カメラ設置工事を実施 令和7年2月14日までに完了
4	補助事業等実績報告	団体	事業完了後2週間以内に、補助事業等実績報告書の必要書類を提出
5	実績確認・補助金確定	市	補助事業等実績報告書を審査、補助金額を確定・通知
6	請求書の提出	団体	令和7年2月末日までに請求書を提出
7	補助金の支払い	市	補助金の支払い(精算払い)

9 問い合わせ先

三田市危機管理部危機管理課

〒669-1595 三田市三輪2-1-1

TEL 079-559-5057

FAX 079-559-1254

Mail: kikikanri@city.sanda.lg.jp